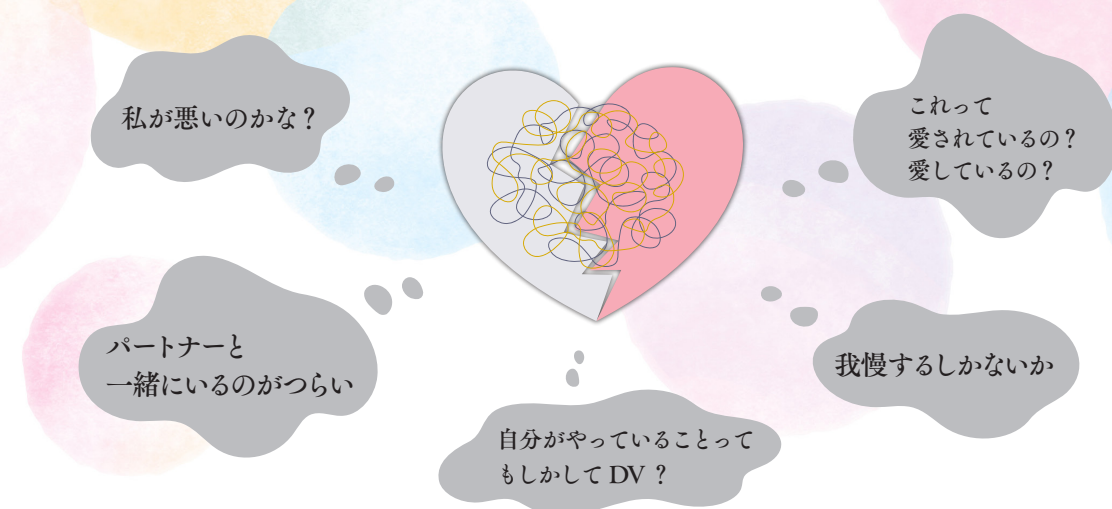


一人で悩んでいませんか。知っていますか？DVのこと



一言でDVと言っても、さまざまなカタチがあります。

● 経済的暴力

生活費を渡さない／借金をさせる
デート代を常に払わせるなど

● 精神的暴力

大声で怒鳴る／無視する／外出や電話の制限
行動の監視／スマホを勝手にチェックするなど

● 子どもを利用した暴力

子どもに悪口を吹き込む
子どもを取り上げると脅すなど

● 身体的暴力

殴る／蹴る／物を投げつける
首をしめるなど

● 性的暴力

嫌がっているのに性行為を強要する
避妊に協力しない／裸の写真を撮るなど

早めの相談が重大な被害を防ぐ 一日も早い相談を！

さまざまなカタチのDV。配偶者や交際相手などからの暴力や性被害は、性別にかかわらず誰にでも起こり得ます。一人で悩まず、専門の相談窓口へ相談しましょう。また、もしあなたのまわりにDV被害を受けている人がいたら、相談窓口を教えてあげてください。

● 福智町男女共同参画窓口

☎ 0947-22-7764 (役場人権推進課)
平日▶ 8:30～17:15 ※ 土／日／祝日／年末年始除く

● 配偶者からの暴力相談

☎ 0947-42-4850
平日▶ 8:30～17:15 ※ 土／日／祝日／年末年始除く

● 福岡県配偶者からの夜間・休日暴力相談窓口

☎ 092-663-8724
平日▶ 17:00～24:00
土・日・祝▶ 9:00～24:00 ※ 年末年始除く

● 性暴力被害者支援センター・ふくおか

☎ 092-409-8100 年中24時間
緊急時には→ 110番

▶ DVをやめたいかたへの相談について

福岡県では、DV被害者支援の一環として、令和5年4月にパートナー等への暴力をやめたいと悩むDV加害者専用の電話相談窓口を開設。相談者の悩み等を聞き、自らの暴力の原因が自分にあることへの気づきにつながる支援を行っています。

● DVをやめたいかたの相談ホットライン ☎ 090-5303-9394 毎週▶ 10:00～13:00 ※ 年末年始除く

12月4日[木]から12月10日[水]は

人権週間です。



人権週間とは――。

国際連合は1948年(昭和23年)12月10日、世界における自由、正義および平和の基礎である基本的人権を確保するために、世界人権宣言を採択しました。また、1950年(昭和25年)12月4日の国連総会で、12月10日を「人権デー」と決めました。私たちの周りにはさまざまな人権問題が存在しており、こうした問題について、正しい知識と理解を深めることが大切です。今回のテーマである、女性の人権について考えていきたいと思います。

今もある女性の人権問題とは

女性だからという理由で。差別を受けたり、不当な扱いを受けることです。これは生物学的な性別ではなく、社会的な性別(ジェンダー)の違いによる差別を差します。例えば、同じ能力や経験があるのに、女性だから昇進させないなど個人の能力や意思ではなく差別を基準にして、不公平な扱いをすることです。

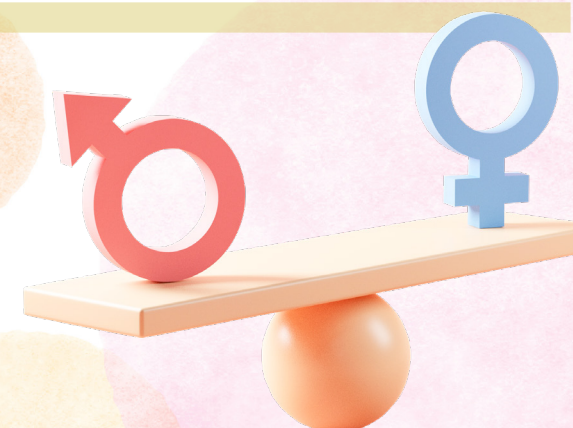


- 女性家事や育児をするものだという考えを強制する。
- 女性に重要な仕事を任せない。
- 服装や見た目などの女性らしさのおしつけ
- 女性だからといって賃金が安い

目指すべき男女平等

女性の人権については、1985年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が批准され、さまざまな取り組みにより、少しずつ改善されてきました。しかし、上記のような女性に対する差別は現代においても存在しているのです。

もちろん、女性だけを尊重し、優遇するのが男女平等というわけではありません。性別や年齢を問わず、人々の能力と意欲を発揮できる機会が確保され、生きがいのある充実した生活を送ることのできる社会を目指していくことが重要なのです。



☎ 福智町役場 人権推進課 ☎ 22-7764